

児童発達支援ってなに??

就学前で障害があるお子さんや発達が気になるお子さんが、通所により日常生活での基本的な動作や集団での活動などを学んだり練習したりできる場所です。

事業所によってサービス提供時間が異なりますが、半日以上提供しています。事業所によっては送迎をしているところがあります。

看護師を配置して、重症心身障害児や医療的ケア児にも対応している事業所があります。

保育所（園）や幼稚園と、児童発達支援を併用して利用している子もいます。

■ 1日の過ごし方は? ※事業所により異なります

【1日の例】

9:00	10:00	11:30	12:30	14:00	14:30
遊び	朝の会	活動	昼食	活動	遊び
					帰りの会

【半日の例】

13:30	14:00	14:30	15:40	16:00
遊び	始まりの会	主活動	帰りの会	



■ 保育所（園）や幼稚園との併用の仕方は? ※あくまでも一例です

月	火	水	木	金	土	日
保育所（園） 幼稚園	保育所（園） 幼稚園	保育所（園） 幼稚園	児童発達	児童発達	自宅	自宅

放課後等デイサービスってなに??

学校（小・中・高）に就学している障害のあるお子さんを対象としたサービスです。

学校の放課後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。看護師を配置して、重症心身障害児や医療的ケア児に対応している事業所もあります。

■ 1日の過ごし方は? ※事業所により異なります

【平日】

15:30	16:00	16:30	17:00	17:30
学校から送迎	個別課題	おやつ	自由遊び	片付け
				自宅へ送迎



【長期休暇】

10:00	10:30	11:30	12:00	12:30	15:30	16:00	16:30
自宅から送迎	遊び	宿題・活動	食事	掃除休憩	個別課題・遊び	おやつ	片付け
							自宅へ送迎

■どんな人が利用できるの？

障害により集団療育や個別療育、専門的な療育・訓練・支援等を受ける必要があると認められた児童が利用対象者となります。なお、利用の際には下記のような書類が必要になります。

医師の診断書を用意する場合、医療機関に事前に予約をとってからの受診となります。診断書の費用等は自己負担となります。

手帳の有無	必要な書類
手帳あり	身体障害者手帳
	療育手帳
	精神障害者保健福祉手帳
手帳なし	特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
	小児慢性特定疾病医療給付 受給者証
	医師の診断書またはリハビリ計画書



■利用料金は？

市民税が課税の世帯については、サービス提供にかかる費用の1割（負担上限月額あり）を負担していただきます。また、サービス提供に伴う実費（食事やおやつ代等）も負担していただきます。かかる費用は通所先により異なりますので、通所先にご確認ください。

所得区分	利用者負担上限月額
一般2（市民税課税世帯で所得割額 28 万円以上※1）	37,200円
一般1（市民税課税世帯で所得割額 28 万円未満※1）	4,600円
低所得（市民税非課税世帯）※2	0円
生活保護（生活保護受給世帯）	

※1 障害児が属する世帯の人の市民税所得割額の合計額

※2 障害児が属する世帯の人が全て市民税非課税であること

無償化の対象

満3歳になって初めての4月1日から3年間（就学前）は、利用者負担が無料となります。ただし、利用者負担以外の費用（食費等実費で負担するもの）は無償化の対象外となります。幼稚園、保育所、認定こども園等と、児童発達支援を併用する場合は、いずれも無償化の対象となります。

利用するにはどうしたらいいの??

① サービス利用について相談しましょう



児童発達支援を利用したい。
放課後等デイサービスを利用したい。

市役所または支所



○問い合わせ先

高崎市障害福祉課	TEL：027-321-1239	倉渕支所市民福祉課	TEL：027-378-4525
箕郷支所市民福祉課	TEL：027-371-9055	群馬支所市民福祉課	TEL：027-373-2381
新町支所市民福祉課	TEL：0274-42-1238	榛名支所市民福祉課	TEL：027-374-5112
吉井支所市民福祉課	TEL：027-387-3133		

② 申請の上、市の職員が聞き取り調査をします

お子さんの様子を見ながら、日常の様子を聞き取りします。

来所または訪問で行います。

※事前に日程調整をして行います。

③ 相談支援事業所を決めましょう

相談支援事業所一覧を参考に連絡をしてください。

『児童発達支援を利用したい』または、

『放課後等デイサービスを利用したい』と伝えてください。



④ 通所先を選定しましょう

まずは実際にどんな場所か見学をしましょう。

空き状況によってはすぐに利用することができない場合があります。

⑤ 相談支援事業所から計画案が提出されたら、受給者証を 発行します。自己負担額が決定します。

⑥ 利用開始